

各都道府県園芸担当課長 殿

福岡県農林水産部園芸振興課長
(花き係)

本県育成品種「雪姫」の優良種苗増殖用の原々種苗の有償配布について
(通知)

このことについて、本県が育成した輪ギク品種「雪姫」については、国内の農業団体等へ通常利用権を許諾しているところです。「雪姫」の生産拡大をさらに推進するため、優良種苗増殖用の原々種苗を計画的に生産し、下記資料のとおり県内外の許諾先へ有償で配布することとしましたのでお知らせします。

つきましては、貴都道府県内の農業団体等に対して、貴職からお知らせ願います。

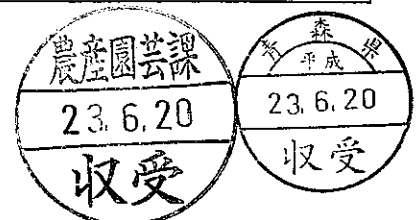
記

- 1 資料 平成23年度「雪姫」の優良種苗増殖用の原々種苗の有償配布について、及び関連様式
- 2 参考資料 本県育成品種「雪姫」の通常利用権の許諾について
(平成21年8月20日21園振第1340号)
- 3 主な特徴
 - ・脇芽が伸びにくく芽摘み作業が省力的。
 - ・電照、加温、シェードの組み合わせで10月から6月まで長期間の出荷が可能。
 - ・花は純白で大きく、花形も良い。日持ち、水揚げが良い。

※全国から市場・流通関係者、花き栽培指導者、生産者らを一堂に集めて開催した「『雪姫』プロモーション2009」において、参加者から高い評価と強い期待を得たところです。

<問合せ先>

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7
福岡県 農林水産部 園芸振興課 花き係
担当：岩屋
TEL 092-643-3574 (直通) FAX 092-643-3490



平成23年度「雪姫」の優良種苗増殖用の原々種苗の有償配布について

福岡県では「雪姫」の生産拡大を推進するため、国内の農業団体等へ通常利用権の許諾を行っており、優良種苗増殖用の原々種苗を下記のとおり有償で配布します。

つきましては、許諾を得ている団体、及び許諾を得ることが確実と見込まれる団体で、「雪姫」の原々種苗が必要な場合は、下記により申請願います。

1 配布の条件等

- (1) 対象者 「雪姫」の通常利用権の許諾を得ている団体。
※配布時期までに許諾を得ることが確実と見込まれる団体を含む。
- (2) 種苗形態 採取後、数日冷蔵した穂（冷蔵の宅配便で配送）。
※福岡県農業総合試験場の無病保存株から採取。
- (3) 配布数量 注文は100本単位（原々種苗の最大準備量3,000本）。
※注文数量が多い場合、団体間の調整を行わせていただきます。
- (4) 注文締切 平成23年7月1日（金）まで（別添仮注文票）。
※受注生産のため、締切を厳守願います。
- (5) 注文確認
正式申請 注文締切後、数量を記載した申請書様式を送付します。
注文内容を確認いただき、所要事項を記載・押印の上、申請書を提出いただきます。同申請書をもって正式な注文とします。
申請書の提出期限は、平成23年7月15日（金）を予定。
- (6) 配布時期 平成23年9月上旬を予定。
- (7) 苗価格 1本約130円（消費税別）の予定、配布時期に別途請求します。
※別途、振込手数料、冷蔵宅配便の送料（着払い）等がかかります。

2 原々種苗の有償配布に関する問い合わせ先

福岡県 農林水産部 園芸振興課 花き係 TEL 092-643-3574 FAX 092-643-3490

※ 「雪姫」の通常利用権の許諾について

「雪姫」の生産・販売には、福岡県の許諾が必要であり、苗の注文締切までには少なくとも許諾の申請をお願いします。許諾については下記に問い合わせ下さい。

福岡県 農林水産部 経営技術支援課 研究調整係

TEL 092-643-3469 FAX 092-643-3516

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏 名

印

「雪姫」優良種苗増殖用原々種苗の生産依頼について

標記の件について、「雪姫」の生産安定を図るため、「雪姫」優良種苗増殖用原々種苗を、下記により生産譲渡願います。

記

- 1 種 類 キク「雪姫」
- 2 譲渡数量 本（穂）
- 3 譲渡時期 平成23年9月上旬
- 4 受入先 (1) 住 所
 (2) あて先
 (3) 電話番号
- 5 担当者 (1) 部 署 名
 (2) 担当者名
 (3) 電話番号
- 6 その他 (1) 増殖計画 平成 年 月～平成 年 月まで
 (2) 配布時期 平成 年 月予定
 (3) 配 布 先

種 苗 等 配 布 申 請 書

年 月 日

福岡県農業総合試験場長 殿

住 所
氏 名

印

下記種苗等を配布されるよう福岡県農業総合試験場種苗等配布規程第5条の規定により申請します。

- 1 種 類 キク「雪姫」
- 2 数 本（穂）
- 3 性及び年齢 ー



各都道府県園芸担当課長 殿

福岡県農林水産部園芸振興課長
(花 き 係)

本県育成品種「雪姫」の通常利用権の許諾について (通知)

このことについて、平成18年8月3日18生花第71号で本県育成品種「雪姫」の通常利用権の許諾についてお知らせしているところですが、許諾の条件等を見直し、今後は別紙のとおりとしますので、お知らせします。

なお、許諾料については従来のとおりですので申し添えますとともに、関係者へは貴職からご周知いただきますようお願いいたします。

記

1 「雪姫」の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 登録番号 | 第16874号 |
| (2) 登録年月日 | 平成20年3月18日 |
| (3) 農林水産植物の種類 | Chrysanthemum x morifolium Ramat. (和名：きく種) |
| (4) 品種の名称 | 雪姫 (よみ：ユキヒメ) |
| (5) 品種登録の有効期限 | 25年 |
| (6) 品種登録者 | 福岡県 |

2 その他

- (1) 今後の「雪姫」の許諾の取扱については別紙をご参照下さい。
- (2) 許諾にあたっては、「雪姫」の品質安定を図るため本県が提供する情報（花き専門技術指導員等から提供）の受入れ窓口の設置や許諾先の技術指導体制の確立について、貴都道府県のご協力をいただけますようお願いいたします。

問い合わせ先

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7
福岡県 農林水産部 園芸振興課 花き係
担当：藤田
TEL 092-643-3574 (直通) FAX 092-643-3490

「雪姫」の県外許諾の取扱について

1 許諾の条件等

- (1) 許諾の対象 農業団体等
(都道府県域又は都道府県内の市町村域を範囲とし、
法人格を有するもの)
- (2) 許諾契約期間 契約締結の日から翌々年の12月31日まで(3暦年の範囲)
- (3) 利用料 定額制とし、下記に該当する額とする。

| 許諾先 | 九州・沖縄・山口地域管内 | それ以外の国内地域 |
|-------|---------------------------|----------------------------|
| 農業団体等 | 150,000 円 (5万円/年×3年継続) | 300,000 円 (10万円/年×3年継続) |

※消費税及び地方消費税を別途加算する。

- (4) 許諾に係る行為の内容
生産、調整、有償譲渡の申し出及び有償譲渡並びにこれらのための保管の行為
のみに限定し、無償譲渡及び輸出に係る行為は禁止
- (5) 許諾に係る行為の条件
- ア 本品種の利用において突然変異体を発見した時は遅滞なく通知すること
 - イ 農業団体の有償譲渡先は、農業団体が所在する都道府県内の生産者に限定
 - ウ 譲受者は当該種苗並びに当該種苗を用いて自家増殖した種苗を第三者に譲渡
しないことを書面で同意
 - エ 栽培面積、戸数を把握し、栽培を止めた場合の種苗廃棄を徹底すること
 - オ 収穫したキクの販売名は「雪姫」に限定
 - カ 種苗の不正流通を防止する管理体制を整備すること
 - キ 優良種苗の安定した供給体制を整備すること
 - ク 都道府県の指導機関と連携した「雪姫」生産に関する技術指導体制を確立す
ること

2 許諾に関する問い合わせ先

経営技術支援課 研究調整係 092-643-3469 092-643-3516
福岡県 農林水産部 園芸振興課 花き係 TEL 092-643-3574 FAX 092-643-3490

※ 許諾申請書の様式等につきましてはご請求があれば送付しますので、
上記までお問い合わせいただきますようお願いいたします。